

上野原市市民課窓口封筒広告掲載募集要項

1 趣旨

この要項は、市民課窓口で、諸証明書等の交付の際に使用することを目的として作成する封筒への広告掲載を募集するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 広告媒体の種類

(1) 対象 諸証明書交付用封筒のうち、令和8年7月に印刷する、長形3号封筒の裏面とする。

(2) 用途 市役所市民課において、窓口業務（市民等への諸証明書交付等）に使用する。

(3) 募集内容

広告掲載の対象	長形3号封筒
枠数/枚	4枠
規格枠	縦4cm×横10cm
募集口数	4口
枚数/口	30,000枚
掲載料/口	30,000円
色	黒単色
見本 (裏面)	

3 掲載期間

広告を掲載した封筒の印刷枚数の使用が終了するまでとする。

4 掲載できない広告

上野原市有料広告掲載要綱第3条により、次の各号に該当する広告は掲載することができない。

- (1) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝その他これらに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) その他、広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

5 応募方法

有料広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、市民課窓口担当へ提出するものとする。

6 募集期間

令和8年5月1日から令和8年5月29日まで

7 選定方法

申し込みのあった広告については、上野原市有料広告選定委員会において、掲載の可否を決定するものとする。

その後、優先順位を同じくする複数の掲載申し込みがあった場合には、公開抽選により掲載広告を決定するものとする。

8 掲載料の納付

広告の掲載料は、掲載決定後、市長の指定する日までに一括前納するものとする。

9 広告掲載の取り消し

市の行政運営上支障があるとき、又は市長が指定する期日までに版下原稿及び電子データを提出しなかったとき、若しくは広告の掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すものとする。

10 その他

この募集要項に定めるもののほか、上野原市有料広告掲載要綱の規定に従うものとする。

11 問い合わせ・応募先

〒409-0192

山梨県上野原市上野原3832番地

上野原市役所市民部市民課窓口担当

TEL：0554-62-3112